

本県における子育て支援の取組及び 国の子ども・子育て支援新制度



平成25年11月

県民生活局 青少年男女共同参画課

～「日本一の暮らし先進県」を目指して!～

【目 次】

I	本県における子育て支援の取組	1
1	保育所等の状況	1
2	認定こども園の申請及び認定状況	2
3	保育所入所待機児童数（県・全国）及び保育所定員の推移	2
4	安心こども基金及び安心こども基金関連事業	3
5	平成25年度安心こども基金による事業計画	7
II	子ども・子育て支援新制度	11
1	子育てをめぐる現状と課題	11
2	子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント	11
3	幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み	12
4	子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）	12
5	認定こども園法の改正	13
6	保育に関する認可制度の改善等	13
7	地域子ども・子育て支援事業の対象範囲	14
8	子ども・子育て会議	14
9	基本指針の法的位置づけ	15
10	子ども・子育て支援の意義	15
11	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ	16
12	市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ	18
13	本格施行までの現時点での想定イメージ	20



I 本県における子育て支援の取組

1 保育所等の状況

【保育所等の状況】

就学前児童数		(A)	時点	人数(人)		
			H24.10.1	90,232 (56,075)		
区分			時点	箇所	定員(人)	入所人員(人)
認可保育所	(B)	H25.4.1	480	34,062	36,738	
			(369)	(24,454)	(26,244)	
うち小規模保育所			117	—	—	
へき地保育所	(C)	H25.4.1	34	1,055	403	
			(33)	(1,025)	(398)	
小計① (D)=(B)+(C)	(D)	—	514	35,117	37,141	
			(402)	(25,479)	(26,642)	
認可外保育施設	(E)	H25.3.31	251	—	4,581	
			(145)	—	(2,708)	
小計② (F)=(D)+(E)	(F)	—	765	—	41,722	
			(547)	—	(29,350)	
幼稚園	(G)	H25.5.31	224	28,643	19,337	
			(155)	(16,758)	(10,186)	
合計	(H)	—	989	—	61,059	
			(702)	—	(39,536)	
保育所普及率			(B/A)	40.7%	(46.8%)	
保育所等普及率			(D/A)	41.2%	(47.5%)	
幼稚園入所率			(G/A)	21.4%	(18.2%)	
施設等入所率			(H/A)	67.7%	(70.5%)	
充足率 (入所人員/定員)		認可保育所(B)		107.9%	(107.3%)	
		幼稚園(G)		67.5%	(60.8%)	

※ () は鹿児島市を除く数値

2 認定こども園の申請及び認定状況

【認定こども園の申請及び認定状況】

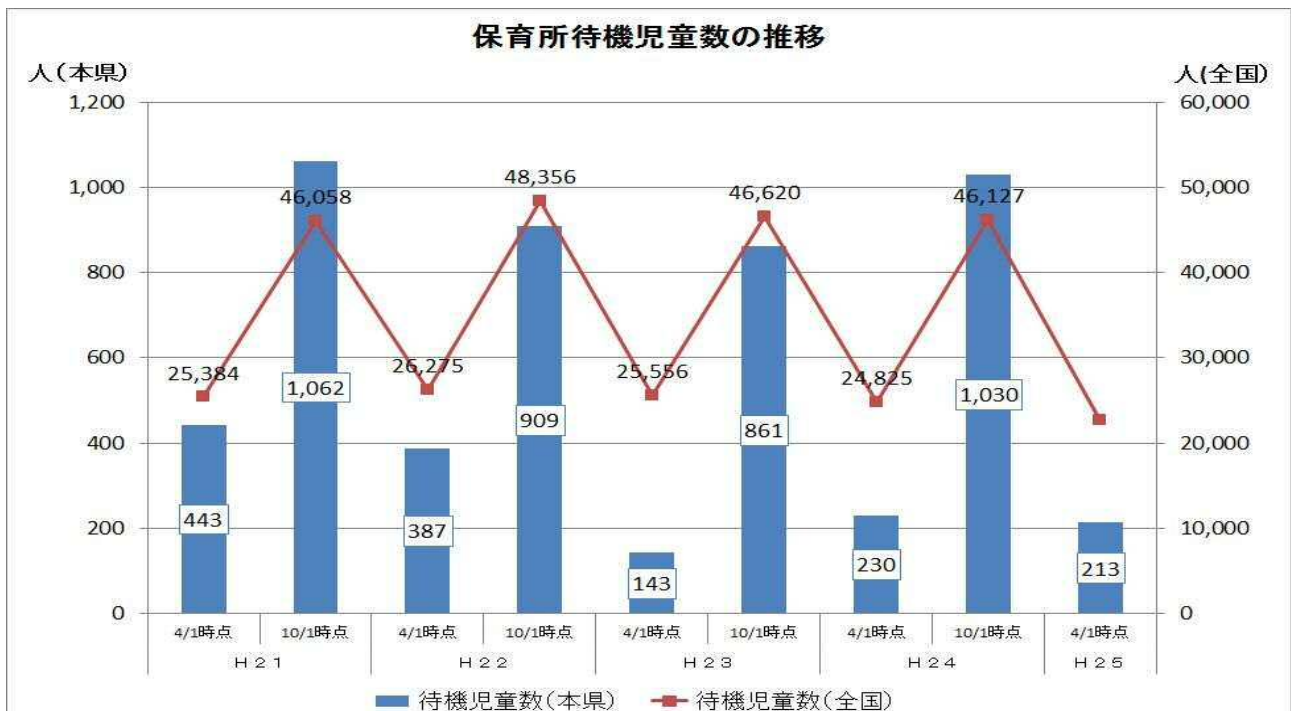
年度	区分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
H18	申請・認定施設	2		1		3
H19	申請・認定施設	2	2	2		6
H20	申請・認定施設		5	2		7
H21	申請・認定施設	4	2	2		8
H22	申請・認定施設	6				6
	類型変更施設	4	-3	-1		-
H23	申請・認定施設	1				1
	廃止施設		-1			-1
H24	申請・認定施設	3	1			4
(H25. 4. 1 現在)		22	6	6		34

- ・ 幼稚園から移行したもの : 25園 (うち廃止1園)
- ・ 保育所から移行したもの : 7園
- ・ 幼稚園・保育所から移行したもの : 3園

3 保育所入所待機児童数(県・全国)及び保育所定員の推移

【保育所入所待機児童数(県・全国)及び保育所定員の推移】

	H21		H22		H23		H24		H25
	4/1時点	10/1時点	4/1時点	10/1時点	4/1時点	10/1時点	4/1時点	10/1時点	4/1時点
待機児童数(本県)	443人	1,062人	387人	909人	143人	861人	230人	1,030人	213人
待機児童数(全国)	25,384人	46,058人	26,275人	48,356人	25,556人	46,620人	24,825人	46,127人	22,741人
本県保育所定員	30,728人	30,843人	31,427人	31,697人	32,647人	32,662人	33,157人	33,247人	34,062人



4 安心こども基金及び安心こども基金関連事業

(1) 目的及び事業内容

① 目的

保育所等の計画的な整備，新たな保育需要に対応した認定こども園等の整備及び地域の子育て活動に対する支援を行い，並びにひとり親家庭，社会的養護等に対する支援を拡充するなどして，安心して子どもを育てることができるような体制の整備を図る。

② 事業内容

保育所等の施設整備費の補助，保育士に対する県研修会の実施，市町村研修会経費の補助，地域子育て支援拠点の改修・備品整備費の補助等

(2) 鹿児島県安心こども基金

① 事業実施期間：平成20年度～26年度

※保育所等整備事業実施期限：25年度末

(ひとり親家庭等の在宅就業支援事業：26年度末)

※財源

- ・子育て支援対策臨時特例交付金：11,060,518千円
- ・地域活性化・経済危機対策臨時交付金：119,263千円

② 基金の状況

H24年度末累計積立額(A)	11,179,781千円	主な事業実績	
H21～H24運用利息積立額(B)	40,157千円		
取崩額(C)	7,572,259千円	保育所	認定こども園等
うちH21年度取崩額	957,482千円	8箇所	—
うちH22年度取崩額	2,152,115千円	27箇所	1箇所
うちH23年度取崩額	2,473,453千円	18箇所	1箇所
うちH24年度取崩額	1,989,209千円	34箇所	3箇所
H24年度基金積立額 (3月補正で計上)	2,991,378千円	—	—
H24年度末基金残額 (D)=(A)+(B)-(C)	3,647,679千円	H21～H24年度整備数	
		87箇所	5箇所
H25運用利息積立額(E)	8,500千円	H25年度整備数	
H25年度取崩額見込(F)	3,651,097千円	26箇所	4箇所
H25年度末基金残額見込※ (D)+(E)-(F)	※2 5,082千円	H21～H25年度整備数	
		113箇所	9箇所

※1・青少年男女共同参画課分 25,994千円

内 (保育所緊急整備事業 △126,976千円 認定こども園整備事業1,480千円
 託 (保育士等処遇改善臨時特例事業151,490千円

・こども福祉課分 6,489千円 (児童虐待防止対策事業)

※2 平成25年度末基金残額見込は県事務費分

(3) 主な基金事業の実績

① 保育所等整備事業（保育所緊急整備事業）（事業実施主体：市町村）

・負担割合（基金1/2, 市町村1/4, 事業者(社会福祉法人, 学校法人等)1/4)

年度	実績					計画	累計
	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	小計	H 2 5	
整備箇所数	8 箇所 (4)	27 箇所 (5)	18 箇所 (11)	34 箇所 (20)	87 箇所 (19)	26 箇所 (12)	113 箇所 (23)
うち定員増を伴う箇所数	7 箇所 (4)	24 箇所 (3)	10 箇所 (5)	20 箇所 (11)	61 箇所 (9)	10 箇所 (5)	71 箇所 (11)
うち整備に伴う定員増人数	149 人	900 人	360 人	755 人	2,164 人	350 人	2,514 人
総事業費	1,528 百万円	2,747 百万円	2,175 百万円	4,076 百万円	10,526 百万円	3,705 百万円	14,231 百万円
うち基金分	721 百万円	1,502 百万円	1,116 百万円	1,818 百万円	5,157 百万円	1,991 百万円	7,148 百万円

【安心子ども基金を活用した保育所整備】

(単位：箇所, 人)

市町村名	年度	実績								計画				累計	
		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4		小計		H 2 5		施設数	定員増
		施設数	定員増	施設数	定員増	施設数	定員増	施設数	定員増	施設数	定員増	施設数	定員増		
1 鹿児島市		2	49	20	800	5	230	7	370	34	1,449	4	120	38	1,569
2 鹿屋市						1		1		2				2	
3 枕崎市												1		1	
4 出水市								1		1		3	30	4	30
5 いちき串木野市								1		1		1		2	
6 指宿市								2		2		1		3	
7 垂水市								1		1				1	
8 阿久根市						1				1				1	
9 薩摩川内市				4	90	2	80	1		7	170			7	170
10 日置市		3	20			2	10	2	30	7	60	3		10	60
11 霧島市		1	30	1		1	20	6	185	9	235	2	120	11	355
12 曾於市												1		1	
13 南さつま市						1				1		1		2	
14 志布志市				1	10	2		4	40	7	50	7		14	50
15 奄美市								1	10	1	10			1	10
16 南九州市								1		1				1	
17 始良市		2	50			1	20	1	50	4	120	1	60	5	180
18 さつま町				1				1		2				2	
19 湧水町						1				1				1	
20 大崎町								1	20	1	20			1	20
21 南大隅町						1				1				1	
22 屋久島町								2	40	2	40			2	40
23 龍郷町												1	20	1	20
23 徳之島町								1	10	1	10			1	10
計		8	149	27	900	18	360	34	755	87	2,164	26	350	113	2,514

② 認定こども園整備等事業（事業実施主体：市町村，学校法人又は社会福祉法人）

- ・負担割合 { 基金1/2, 市町村1/4, 事業者(社会福祉法人, 学校法人等) 1/4
基金1/2, 事業者(社会福祉法人, 学校法人等) 1/2 …耐震対策の場合 }

年度	実績					計画	累計
	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	小計	H 2 5	
整備箇所数	－ 箇所	1 箇所	1 箇所	3 箇所	5 箇所	4 箇所	9 箇所
総事業費	－ 千円	57,961 千円	71,400 千円	505,520 千円	634,881 千円	530,706 千円	1,165,587 千円
うち基金分	－ 千円	27,955 千円	27,300 千円	244,468 千円	299,723 千円	265,353 千円	565,076 千円

年度	市町村名	実績	備考
H 2 2 実績	与論町	27,955 千円	幼稚園機能
H 2 3 実績	中種子町	27,300 千円	保育所機能
H 2 4 実績	霧島市	8,853 千円	幼稚園機能
	日置市	157,940 千円	幼稚園機能
	鹿児島市	77,675 千円	幼稚園機能
合 計		299,723 千円	



③ 子育て支援のための拠点施設整備事業（事業実施主体：市町村）

- ・事業概要(子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助)
- ・負担割合 (基金1/2, 市町村1/2)

市町村名	H21実績	H22実績	計
鹿児島市	4,368千円	1,872千円	6,240千円

④ 保育士の質の向上のための研修事業等（事業実施主体：市町村）

- ・負担割合 (基金1/2, 市町村1/2)

年度	参加者数	実績
H21実績	計 775人	868千円
H22実績	計 784人	1,482千円
H23実績	計 275人	1,242千円
H24実績	計 367人	1,380千円
実績計	計2,261人	4,972千円
H25計画	－	4,968千円

⑤ 地域子育て支援拠点の環境改善事業（事業実施主体：市町村）

- ・ 事業概要（地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備）
- ・ 負担割合（基金1/2, 市町村1/2）

年度	市町村名	実績（計画）
H22実績	南種子町	201千円
H23実績	薩摩川内市	13,678千円
	日置市	3,493千円
H24実績	鹿児島市	3,679千円
実績計		21,051千円
H25計画	始良市	4,000千円

⑥ 地域子育て創生事業（事業実施主体：県）

- ・ 負担割合（基金10/10）

年度	区分	実施 市町村数	実績 (千円)	主な事業内容
H21	市町村	7市1町	27,631	公共施設に授乳・おむつ替えスペースの設置 子育て活動NPOへの助成 育児支援・相談員の設置 子育てネットワーク事業 他
	県		4,082	妊娠出産前支援事業（子ども福祉課）
	小計		31,713	
H22	市町村	14市10町	266,730	公共施設に授乳・おむつ替えスペースの設置 保育所等にAED等の設置 保健センター内の子育て環境整備 育児相談会の開催 母子保健関係者等に対する研修会・講演会の開催 他
	県		56,001	地域子育て推進事業（育児の日PR事業） 子育て0円（オーエン）コピー紙配付事業 施設入所児童特別支援事業 他
	小計		322,731	
H23	市町村	全市町村	349,909	公共施設に授乳・おむつ替えスペースの設置 保育所等にAED等の設置 子育てネットワーク事業 子育て支援サイトの構築 子育て交流・講演会等の実施 子育て支援に係る電子システムの構築 他
	県		20,676	地域子育て推進事業（育児の日PR事業） 新幹線&婚活inおおすすめ 施設入所児童特別支援事業 他
	小計		370,585	
合計			725,029	

5 平成25年度安心子ども基金による事業計画

(1) 保育所緊急整備事業 (H21～)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額			備考 (定員増員)
		基金	市町村	事業者	
保育所(公立を除く)の施設整備の補助	3,011,647	1,863,940	596,168	736,216	(350人)
合計 26施設	3,011,647	1,863,940	596,168	736,216	

(2) 認定こども園整備事業 (H22～)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額			備考
		基金	市町村	事業者	
認定こども園の施設整備費の補助	259,734	130,607	64,563	64,564	薩摩川内市
合計 1施設	259,734	130,607	64,563	64,564	

(3) 幼稚園耐震化促進事業 (H24～)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額			備考
		基金	市町村	事業者	
認定こども園への移行を予定する幼稚園	156,400	78,200	—	78,200	曾於市
(既に認定こども園へ移行した場合を含む)の耐震化を促進する改築費の補助	67,552	33,776	—	33,776	鹿児島市
	48,500	24,250	—	24,250	屋久島町
合計 3施設	272,452	136,226	—	136,226	

(4) 認定こども園事業費 (H24～)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額			備考
		基金	市町村	事業者	
認定こども園の事業費を補助	3,240	2,430	810	—	中種子町
合計 1施設	3,240	2,430	810	—	



(5) 保育の質の向上のための研修事業等 (H21~)

(単位：千円)

事業内容	研修会の名称	総事業費	負担金額			備考
			基金	市町村	事業者	
保育士を対象とする 研修費用の補助等	保育の質の向上のための研修事業	1,141	1,141	—	—	県
	保育の質の向上のための研修事業	300	150	150	—	日置市
	保育の質の向上のための研修事業	2,670	1,335	1,335	—	伊佐市
	保育の質の向上のための研修事業	2,876	1,438	1,438	—	和泊町
	保育の質の向上のための研修事業	1,268	634	634	—	知名町
合計	5件	8,255	4,698	3,557	—	

(6) 子育て支援関連システム改修費補助 (H21~)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額			備考
		基金	市町村	事業者	
子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電算システム化の取組への補助	5,000	5,000	—	—	志布志市
合計	1件	5,000	—	—	

(7) 地域子育て支援拠点の環境改善事業 (H21~)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額			備考
		基金	市町村	事業者	
地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備	5,334	4,000	1,334	—	始良市
合計	1件	5,334	4,000	1,334	—

(8) 保育士等処遇改善臨時特例事業 (新規)

(単位：千円)

事業内容	基金(10/10)	備考
保育士の処遇改善に要する費用及びこれに要する市町村事務費を交付 ・交付対象：私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等	703,178	鹿児島市 他35市町
合計	703,178	

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 (子育て支援交付金から移行)

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業に対する補助	57,944	28,972	28,972	鹿児島市 他27市町
合計	57,944	28,972	28,972	

(10) 養育支援訪問事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業に対する補助	18,246	9,123	9,123	鹿児島市他12市町
合計	18,246	9,123	9,123	

(11) ファミリーサポートセンター事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るための事業に対する補助	42,716	21,358	21,358	鹿児島市他7市町
合計	42,716	21,358	21,358	

(12) 子育て短期支援事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業として、市町村が行う事業に対する補助	8,044	4,022	4,022	鹿児島市他10市町
合計	8,044	4,022	4,022	

(13) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助	552,970	276,485	276,485	鹿児島市他33市町
合計	552,970	276,485	276,485	

(14) 一時預かり事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助	196,266	98,133	98,133	鹿児島市他20市町
合計	196,266	98,133	98,133	

(15) へき地保育事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助	126,160	63,080	63,080	鹿児島市他11市町
合計	126,160	63,080	63,080	

(16) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（子育て支援交付金から移行）

(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助	12,904	6,452	6,452	西之表市他4市町
合計	12,904	6,452	6,452	

(17) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業（新規）

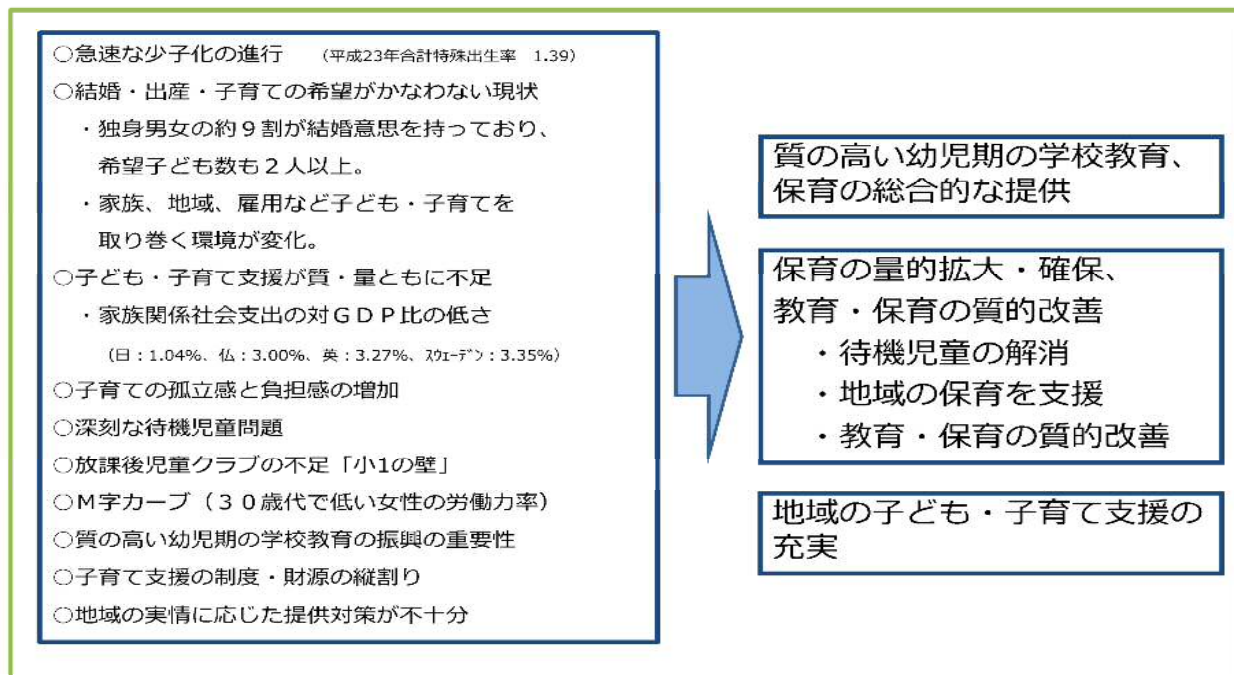
(単位：千円)

事業内容	総事業費	負担金額		備考
		基金	市町村	
認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助	8,419	6,314	2,105	鹿児島市
合計	8,419	6,314	2,105	

Ⅱ 子ども・子育て支援新制度

1 子育てをめぐる現状と課題

子育てをめぐる現状と課題について



※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

2 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

3 幼児期の学校教育・保育, 地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

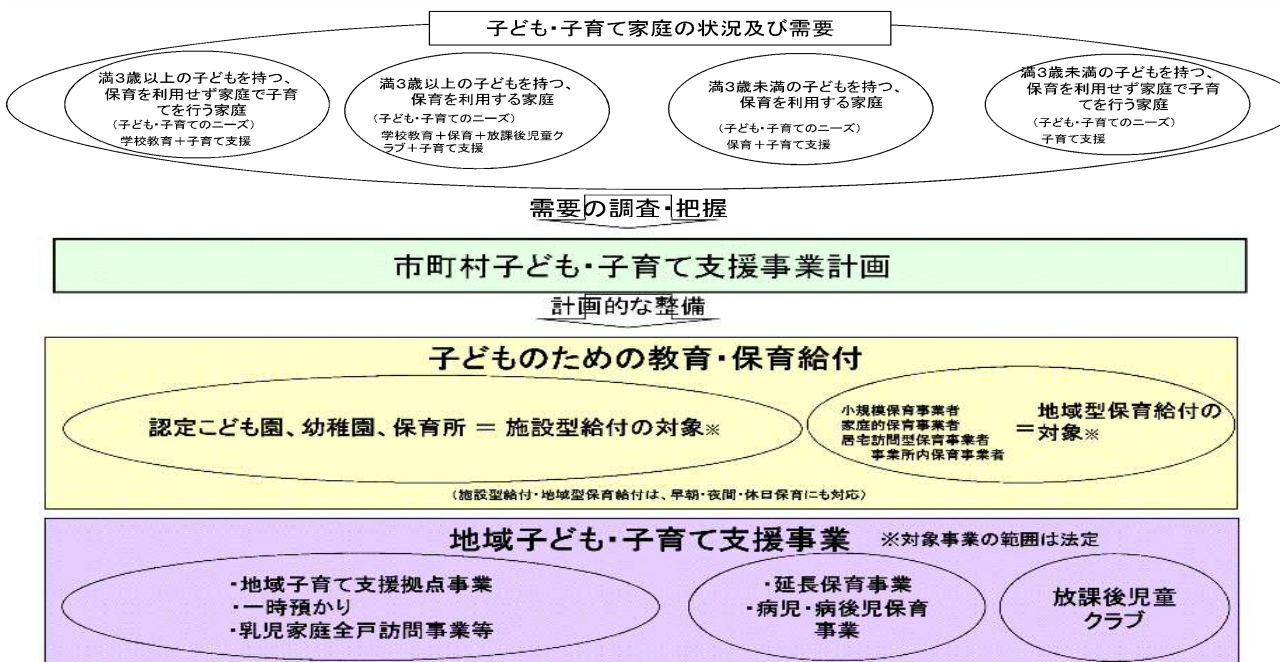
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)
- 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

4 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

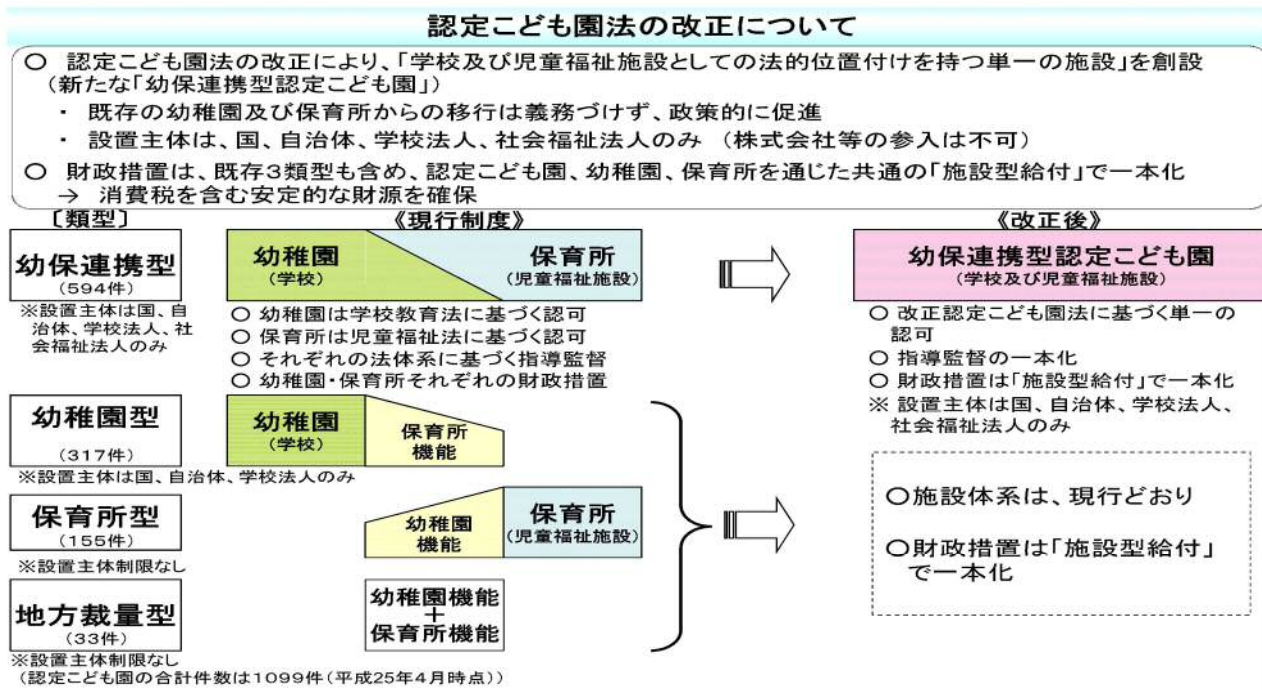
子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から市町村の確認を受けたもの

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

5 認定こども園法の改正



【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

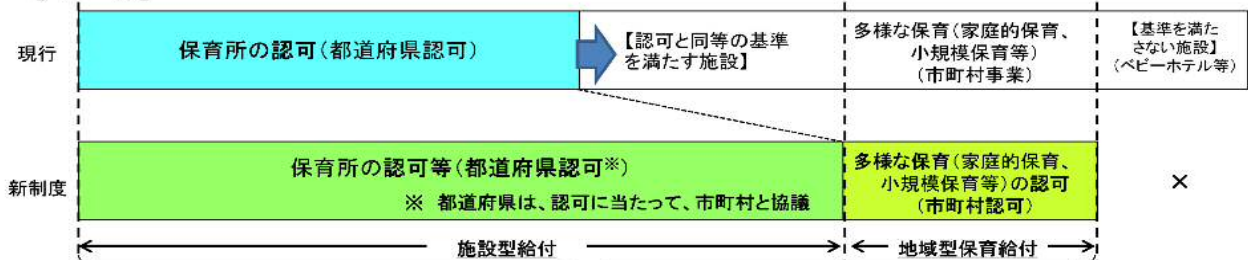
6 保育に関する認可制度の改善等

保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

7 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
 - ・ 利用者支援
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

8 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議について

- 平成25年4月に内閣府に設置。
- 委員
 - ・25人以内で組織。
 - ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。
- 役割
 - ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。
 - 子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容
 - ・基本指針の調査審議
 - ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
 - ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
 - ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
 - ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
 - ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議
 - など
 - ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
 - ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

9 基本指針の法的位置づけ

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
- 限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。
- 計画の記載事項、作成手続、主な留意事項などについて、国の方向性を今年度早期に提示するよう、自治体から強い要請あり。

<p><参考> 計画策定のスケジュール</p> <p>平成25年夏 基本指針案の提示 →平成25年夏以降～</p> <p>平成26年度前半 後半～</p> <p>平成27年4月(予定)</p>	<p>市町村において利用希望の調査を実施 都道府県計画、市町村計画の作成 都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ 認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】 子ども・子育て支援新制度本格施行</p>	}	<p>地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら検討。</p>
--	---	---	---------------------------------

◎制度に関する基本的事項の提示

- ・自治体が事業計画を作成する上で留意いただきたい制度に関する基本的事項について、あわせて提示することが必要。(介護保険制度等の他制度でも同様)

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

10 子ども・子育て支援の意義

幼稚園教育要領、保育所保育指針、過去の中央教育審議会・社会保障審議会における答申等の記述を参考としつつ作成したもの。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

考えられる主な記載内容(案)
<p>○子ども・子育てを巡る環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化の中で、子育ての孤立感・不安感、負担感が増加していることや、子どもや兄弟姉妹の数が減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少していることなどの子どもと家庭の置かれた環境を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で支援していくことが必要であることなどを記載。
<p>○子どもの育ちに関する理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち(発達)を保障することなどを記載。 ・自己肯定感を持って生まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性などを記載。
<p>○子育てに関する理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になること、幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠であり、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることなどを記載。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

・家庭の意義及び役割

父母その他の保護者は、子育て(教育)についての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とすること、家庭は教育の原点であり出発点であることなどを記載。

・子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みであること、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものより良い育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要であることなどを記載。

・施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性

少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中で、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会の確保が必要であること、集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることなどを記載。

・家庭・地域・施設等の連携の重要性等

子育ては、地域の中で親同士や地域の人たちとのつながりができること、地域の中に参加していこうという意識が重要であり、親や保育者などと地域住民、施設の関係者が連携をとり、子どもの育ちを大事にしようという方向に向かうことが必要であることなどを記載。

○関係者の責務、役割

・社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であることなどを記載。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

11 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

<必須記載事項>

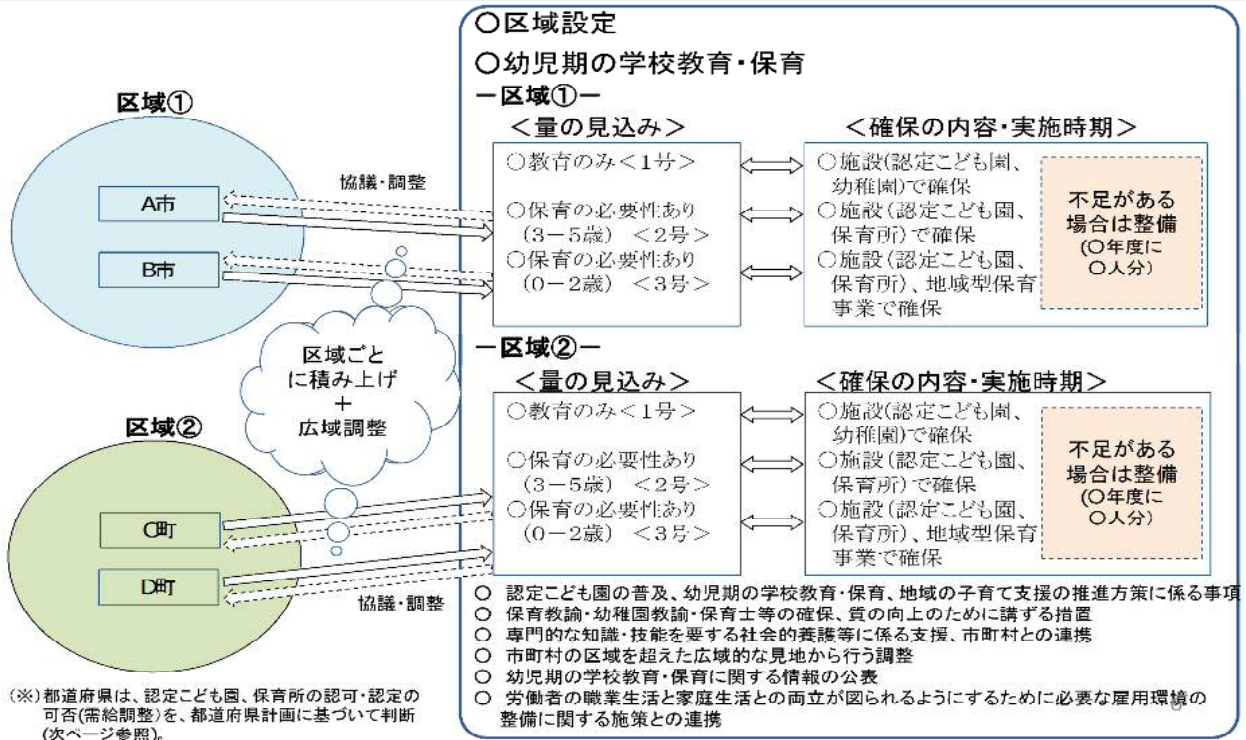
- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②

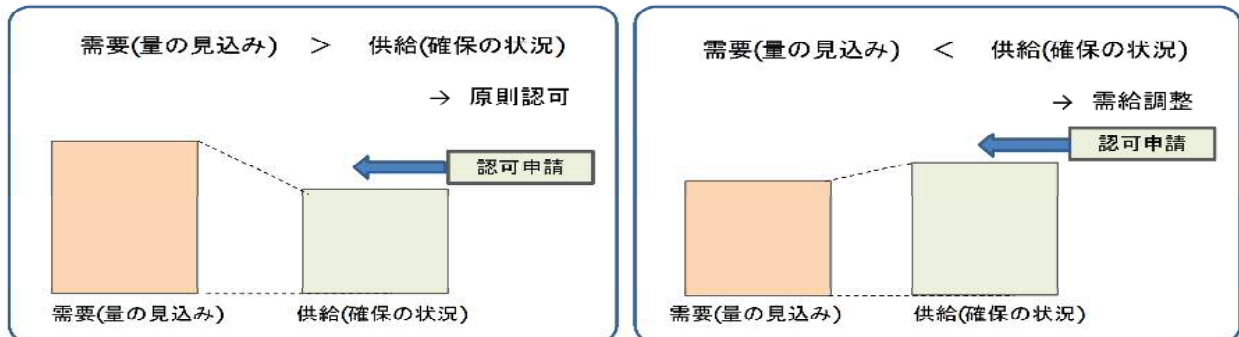


【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

- 子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。
 —需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
 —需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

12 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

【資料：子ども・子育て会議(内閣府) 資料】

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

- <必須記載事項>
 - 区域の設定 (第2項第1号)
 - 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
 - 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
 - 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)
- <任意記載事項>
 - 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
 - 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
 - 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

【資料：子ども・子育て会議(内閣府) 資料】

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を記載。
→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項) →具体的な手法は資料6-4参照。

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

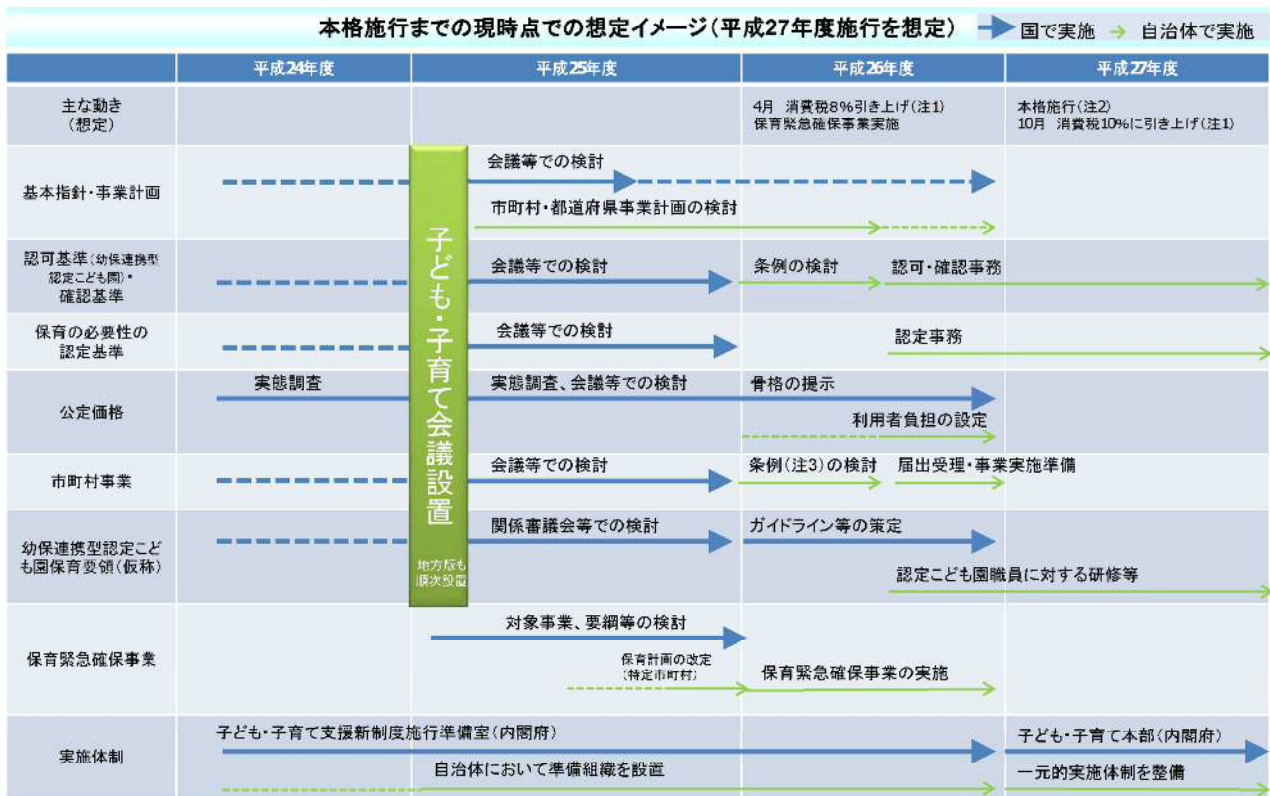
○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】



13 本格施行までの現時点での想定イメージ



(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税引き上げ時期を踏まえて検討

(注3) 地域子ども・子育て事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

【資料：子ども・子育て会議（内閣府）資料】

【子ども・子育て支援法（抜粋）】
<p style="text-align: center;">(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)</p> <p>第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする</p> <p>(中略)</p> <p>5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十七条</p> <p>(中略)</p> <p>4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p>